

////////////////////

CRDB からお知らせ

★【4/22(木)緊急開催】

「中国化粧品・化粧品原料 **新登録、備案（届出）許認可制度 実務セミナー**」のご案内★

◇5月1日からの**新**許認可制度開始にあたって、実務内容を詳しく紹介

◇中国 NMPA（中国化粧品、化粧品原料の許認可部門）審査機構による

新許認可制度の「専門家向けトレーニング研修」の情報をベースに詳しく解説

★**新制度情報：すべての化粧品原料の安全関連情報の提供が必要**★

////////////////////

中国法規制許認可コンサルファーム・P&D パートナーズです。

5月1日、中国国務院より新「化粧品監督管理条例」（以下は新条例）に基づく中国化粧品、化粧品
新原料の**新**許認可制度が遂にスタートします。

新制度は、新規の化粧品の許認可取得に適用されるだけでなく、**既に備案または登録を取得済**の化
粧品についても、

製品執行標準や製品販売外包装ラベル写真の追加、さらに全て配合原料の原料コードの備案取得を
求めるなど非常に大きな影響を及ぼします。

★「中国化粧品・化粧品原料 **新許認可制度 実務セミナー**」のご案内★

P&D パートナーズでは **4/22(木)**に「中国化粧品・化粧品原料 **新許認可制度 実務セミナー**」を開
催します。

「詳細パンフレット」は以下をご参照ください。

<http://www.crdb.jp/images/stories/seminar-20210422.pdf>

「お申し込みフォーム」は以下をご参照ください。

<https://www.pandd.jp/seminar/form.php>

セミナー講師は、P&D の中国化粧品許認可取得の実務担当者・張 祖川と李 冰で、二人は、つい先
日、

中国 NMPA（中国化粧品、化粧品原料の許認可部門）審査機構による新管理許認可制度の
「**専門家トレーニング研修**」を受け、

合格証を取得しました。このトレーニング研修で得た、最新の情報及び実務手法をご紹介します。

セミナーのポイントは以下の 10 トピックです。

1 化粧品、化粧品新原料の新備案、登録許認可制度の全体像について

- 2 化粧品、化粧品新原料の提出する申請資料について
- 3 全ての化粧品配合原料の原料コードの取得について
- 4 製品執行標準についての解説
- 5 化粧品効能効果評価資料及び安全評価資料の作成について
- 6 化粧品動物試験（毒理試験）免除について
- 7 中国向け化粧品ラベル表示内容について
- 8 化粧品境内責任者管理システム構築の要求について
- 9 化粧品、化粧品新原料の中国 NMPA プラットホーム申請システムについて
- 10 化粧品、化粧品新原料の中国 NMPA プラットホームの申請内容入力について

いずれのトピックも大きな影響がありますが、その中の「3 全ての化粧品配合原料の原料コードの取得について」を簡単にご紹介します。

★新制度情報：すべての化粧品原料の安全関連情報の提供が必要★

5月から、新たな登録・備案のすべての化粧品原料の安全関連情報の提供が必要

2023年5月迄に、既登録・備案のすべての化粧品原料の安全情報の補充提供が必要

新制度では、中国化粧品備案、登録を申請する際、「製品配合原料の由来と品名」を提出することが必要になり、非常に大きな影響が出てきます。

2021年5月1日から、新規に、申請する化粧品に含まれる化粧品原料に関して、登録者備案(届出)者は登録申請又は備案(届出)を行う際に、

製品配合原料の出所及び商品名情報を記入・報告することが必要です。

この一連のプロセスが「原料コード」の登録ですが、化粧品原料メーカー自身が申請・登録作業を行うことが必要です。

次に、2022年1月1日から、登録者備案(届出)者は登録申請又は備案(届出)を行う際に、防腐・日焼け止め・着色・染毛・シミ取り美白効能効果を有する原料の安全関連情報を提供することが必要です。

一方、既に登録、備案されたすべての化粧品原料については、安全関連情報の補充提供が必要になります。2023年1月1日からは、

登録者備案(届出)者は登録申請又は備案(届出)を行う際に、すべての原料の安全関連情報を提供することが必要になります。

2023年1月1日より前に登録を取得した又は登録を完了した化粧品は、登録者、備案(届出)者は**2023年5月1日までに製品配合中のすべての原料の安全関連情報を補充提供しなければなりません。**

ここで注意したいのは、**2021年5月1日より前に登録を取得した又は登録を完了したすべての化粧品について、登録者、備案(届出)者は、**

2023年5月1日までに製品配合中のすべての原料の安全関連情報を補充提供することが必要になることです。

原料に関して必要になるさまざまな対応について4/22(木)開催の「中国化粧品・化粧品原料 新許認可制度 実務セミナー」で詳しく解説します。

「詳細パンフレット」は以下をご参照ください。

<http://www.crdb.jp/images/stories/seminar-20210422.pdf>

「お申し込みフォーム」は以下をご参照ください。

<https://www.pandd.jp/seminar/form.php>

上記にアクセスが難しい場合、P&D パートナーズのサイトをご参照ください。

<http://www.pandd.jp/>

■ CRDB 会員について

=====

★ CRDB 会員になって頂くと、中国規制データの閲覧がさらに便利になります！

◎ 会員特典はコチラ

<http://www.crdb.jp/content/view/928/1600/>

- ・中国製品の許認可規制情報が閲覧し放題
- ・中国規格書無料代行購入サービス
- ・中国製品許認可法規制に関する無料相談
- ・CRDB 各種講座、講演会・セミナー参加の優先申し込みと参加料の割引

◎ 入会方法

詳しい入会方法、規則等はこちらをご覧ください。

<http://www.crdb.jp/content/view/482/1213/>

=====

運営会社： ピーアンドディーパートナーズ株式会社

HP：<http://www.pandd.jp>

Email：info@pandd.jp

本社：〒514-8507

本資料は参考資料として、ピーアンドディーパートナーズ
株式会社が作成したものであり、無断複製・転載を禁止する



三重県津市栗真町屋町 1577 番地 三重大学地域イノベーション研究開発拠点 A204
TEL : 059-231-5488 FAX : 059-231-5465

東京支店 : 〒170-0005 東京都新宿区西新宿 7-21-9 天翔西新宿ビル 406 号室
TEL : 03-4530-8558 FAX : 03-3943-6316

=====

○配信の停止・変更について。

・本文にお客様のメールアドレスおよび『配信停止希望』と記載の上、以下でもお知らせください。

Email: info@pandd.jp

本メールマガジンを転送、転載される際には、

弊社が出典元であることを明記いただければ、掲載許可申請は必要ございません。

Copyright (c) P&D partners Co. Ltd. All Rights Reserved.

=====